

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 8 月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600221号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600118号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成12年1月1日から平成13年1月1日までの期間及び平成15年1月1日から平成20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年1月から同年12月までの標準報酬月額については、30万円から50万円、平成15年1月から平成19年9月までの標準報酬月額については、30万円から44万円、平成19年10月から平成20年8月までの標準報酬月額については、30万円から36万円とする。

平成12年1月から同年12月までの期間及び平成15年1月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年1月から同年12月までの期間及び平成15年1月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月23日から平成20年9月1日まで

A社には、昭和45年4月から平成23年5月まで継続して勤務した。そして、昭和54年3月から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間の標準報酬月額の記録は、控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額となっているので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成12年1月から同年12月までの期間については、請求者から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票及び平成12年分の確定申告書により確認できる給与額及び社会保険料控除額から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

請求期間のうち、平成16年1月から平成17年12月までの期間については、請求者から提出された平成16年及び同17年分の確定申告書により確認できる給与額及び社会保険料控除額から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

請求期間のうち、平成18年1月から平成19年9月までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書、平成18年分給与所得の源泉徴収票、平成18年分の確定申告書及びB銀行C支店から提出された請求者に係る取引明細表により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間のうち、平成15年1月から同年12月までの期間については、請求者から提出された平成15年分の確定申告書により確認できる給与額及び社会保険料控除額から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

請求期間のうち、平成19年10月から平成20年8月までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書及びB銀行C支店から提出された請求者に係る取引明細表により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書では、請求者は同社の取締役であったことが確認できるところ、複数の元役員及び元社員は、請求者は営業及び造園工事の総括管理担当であったと回答していることから、請求者は、社会保険事務に関与しておらず、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

したがって、請求者の平成12年1月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、平成12年分給与所得の源泉徴収票及び平成12年分の確定申告書により推認できる厚生年金保険料控除額から、50万円、平成16年1月から平成17年12月までの期間に係る標準報酬月額については、平成16年及び同17年分の確定申告書により推認できる厚生年金保険料控除額から、44万円、平成18年1月から平成19年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書、平成18年分給与所得の源泉徴収票及び平成18年分の確定申告書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが必要である。

また、請求期間のうち、平成15年1月から同年12月までの期間及び平成19年10月から平成20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

したがって、請求者の平成 15 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年分の確定申告書により推認できる報酬月額から、44 万円、平成 19 年 10 月から平成 20 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び B 銀行 C 支店から提出された請求者に係る取引明細表により確認又は推認できる報酬月額から、36 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は解散し、事業主は既に亡くなっていることから確認をとれないが、平成 12 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 15 年 1 月から平成 20 年 8 月までの期間について、給与明細書、源泉徴収票及び確定申告書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間及び平成 15 年 1 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和 54 年 3 月から平成 11 年 12 月までの期間及び平成 13 年 1 月から平成 14 年 12 月までの期間については、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書等を保管しておらず、事業所は解散し、事業主は平成 23 年に亡くなっていることから、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、請求者の昭和 54 年 3 月から平成 11 年 12 月までの期間及び平成 13 年 1 月から平成 14 年 12 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として昭和 54 年 3 月から平成 11 年 12 月までの期間及び平成 13 年 1 月から平成 14 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。